

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	町回答
1	事業契約書(案)	2	第4条	1			(維持管理・運営事業者)の代表事業者は(代表事業者)の代表事業者と同一業者でもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
2	事業契約書(案)	3	第4条	2			記載されている事から見学通路、調理実習室は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、業務範囲にはご指摘の業務も含まれますが、本契約においては、便宜上、主要な業務を挙げております。
3	事業契約書(案)	3	第4条	3			維持管理業務に一部運営業務企業にて行う方が効率的な業務が含まれており、運営業務に一部維持管理企業にて行う方が効率的な業務が含まれているため、「維持管理企業が維持管理業務の一切を、また、運営企業が運営業務の一切を、それぞれ履行する。」という文言の削除についてご検討いただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、第4条3項の「一切」を削除します。
4	事業契約書(案)	3	第5条	1・2			設計建設監理業務委託契約の内容は、施設整備事業者が窓口となって町と協議し、締結することを想定しているのでしょうか。その場合、協議の内容や契約書は維持管理・運営事業者にも共有可能でしょうか。反対に、同条2項の維持管理・運営業務委託契約の内容を施設整備事業者にも共有することも可能でしょうか。	契約締結時の窓口はご理解のとおりです。また、施設整備事業者及び維持管理・運営事業者間において、各契約の内容を共有することも差し支えありません。
5	事業契約書(案)	3	第5条	2			維持管理業務に設計建設監理業務委託契約も内包される表現となっておりますので、ご確認願います。	ご指摘の箇所は、維持管理・運営業務の内容を述べているのではなく、単に「業務契約」の定義を記載しているため、原案のとおりとします。
6	事業契約書(案)	4	第5条	3	(12)		町の都合により、本事業契約以外の業務契約が町によって解除されるケースもあるかと存じますので、約款の再検討をお願い致します。	原案のとおりとします。

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	町回答
7	事業契約書(案)	4	第5条	3	(12)		町の都合により、本事業契約以外の業務契約が町によって解除されるケースもあるかと存じますので、約款の再検討をお願い致します。	No6と同じ。
8	事業契約書(案)	6	第12条	4			複数の事業者の共同で応募をする場合、12条4項の「出資者」とは何を意味するのかご教示ください。	各構成事業者が株式会社である場合の株主を想定しております。
9	事業契約書(案)						事業者選定後、構成事業者連名で基本協定書を締結し、特定事業毎に町と構成事業者が直接契約を締結することから、事業契約書は不要ではないでしょうか。一つの契約に契約書が2本あるということになります。ご教示願います。	事業契約書は、事業期間中における、全事業者が当事者となる権利義務関係を定めるものとして意味があるものと整理しています。